

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告
示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件
 - 土地収用法により事業の認定をした件

一
六

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

告示

福島県告示第七百八十号

- 大規模小売店舗立地法**（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
C O O P B E S T A ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下三三九番地
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名
称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者

総覽に供する。」
（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十二月八日から平成三十一年一月八日まで福島県商工労働部産業振興室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
AOKI福島南総本店 福島県福島市黒岩字中島二番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十二月八日から平成三十一年一月八日まで福島県商工労働部産業振興室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
いしい八島田店 福島県福島市八島田字勝口二七番地の二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 起業者の名称
大熊町
- 二 事業の種類
大川原地区墓地整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

四 1 収用の部分 福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内
2 使用の部分 なし
3 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性
大川原地区墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一条に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、大熊町第一次復興計画に基づき策定された大熊町墓地基本計画により、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じていているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがつて、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
3 法第二十条第三号の要件への適合性
（一）得られる公共の利益
大熊町には、三十三か所の公営墓地があるが、帰還困難区域の墓地は、区域内への立入に許可が必要なため、自由に墓参ができない状況となつていて。

また、これらの公営墓地のうち、空間線量率が高い「高線量率エリア」及び中間貯蔵施設の建設が予定されている「中間貯蔵施設建設エリア」には、合わせて六百基の墳墓があり、これらを早急に移転させる必要が生じているものである。

このような状況の中、本件事業の施行によつて「高線量率エリア」及び「中間貯蔵施設建設エリア」にある墓地の移転先を確保することが可能となる。その結果、墓地が帰還困難区域外で再建されることとなり、町民が墓参するまでの面倒な手続が軽減され、いつでも自由に墓参することが可能となる。

また、「中間貯蔵施設建設エリア」からの墳墓移転が進むことは、県内全域に一時保管されている除染廻棄物の一時も早い搬入につながり、福島県全体の復旧・復興に大きく寄与するものである。

したがつて、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するとの認められる。

（二）失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当せず、起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の生息情報について、福島県自然保護課に対し照会を行つたところ、起業地周辺において希少動植物は確認されていない。

また、大熊町教育委員会に調査を依頼し、試掘を実施した結果、調査範囲内で遺構・遺物は確認されていない。

したがつて、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

（三）事業計画の合理性

公 告

(土木総務課用地室)

五
5
大熊町の公営墓地は町内に三十三か所整備されているが、それらのうち十四か所の墓地について早急に移転が必要な状況となつておる、加えて町議会から本件事業の整備促進を強く要望されているなど、公営墓地への需要は多い。
また、中間貯蔵施設建設予定地内からの墳墓移転が進むことは、当該施設の建設が進むことに大きく寄与するものである。
これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二)
起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

結論
以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五
5
起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
大熊町環境対策課

五
5
大熊町が東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向けて平成二十七年三月に策定した大熊町第二次復興計画に基づき策定された大熊町墓地基本計画に沿つて実施されるものである。
なお、当該基本計画は、住民の意向を反映させるため意向調査の結果及び中間貯蔵施設の建設に伴い、移転が必要となる地域の墳墓数から計画されたものである。

五
5
4
(-)
法第二十条第四号の要件への適合性
事業を早期に施行する必要性
和四十年福島県規則第十二号) 第一条第一項の規定に従い、町内三か所の候補地の比較検討を行つてあるが、地理的条件、周辺環境及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

法第二十条第四号の要件への適合性

五
5
大熊町の公営墓地は町内に三十三か所整備されているが、それらのうち十四か所の墓地について早急に移転が必要な状況となつておる、加えて町議会から本件事業の整備促進を強く要望されているなど、公営墓地への需要は多い。
また、中間貯蔵施設建設予定地内からの墳墓移転が進むことは、当該施設の建設が進むことに大きく寄与するものである。
これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二)
起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

結論
以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五
5
起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
大熊町環境対策課

公告第247号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年12月8日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 電波暗室 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド（仮称）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年1月5日